

熊本県内で



©2010 熊本県くまモン

# 点検商法

## に関する相談が急増しています！

熊本県消費生活センターでは点検商法に関する相談が近年増加しており、令和7年度は前年度比で約2倍となっています。

契約者を年代別にみると80歳代からの相談が最も多く、次いで70歳代となっています。特に「分電盤・ブレーカー」の点検商法に関する相談が目立ちます。



### こんな言葉に要注意！

- 突然訪問してきて「無料で点検しますよ」と言われた
- 「大手電力会社から点検にきた」と言われた
- 点検後、「このままでは危険ですよ」「火災の原因となる」などと不安をあおられた

### 被害にあわないための3つのポイント

#### ① 電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう

業者の方から電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しましょう。なお、法定点検の場合には調査員証の携帯が義務付けられているので、必ず調査員証の提示を求めましょう。

#### ② 点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう

点検の結果、分電盤やブレーカーの交換が必要といわれても、その業者の話だけを聞いてその場ですぐに契約しないようにしましょう。分電盤の状況を確認したい場合には、管轄の電力会社（一般送配電事業者）等に相談しましょう。

#### ③ 分電盤の場合、4年に1回の無料法定点検があります

4年に1回の法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。

相談窓口

熊本県消費生活センター 096-383-0999 (平日9時～17時)

「困ったな」と思ったら一人で悩まず、まず相談！

熊本県消費生活センター